

項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
----	------	----	------------------	-------

II. 年金制度の周知徹底 ～保険料を納得して納めていただくための取組を推進～

2-1 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

49	①各種情報提供の効果的・効率的な実施	16年度～	着手済	<p>○平成16年度から、年金週間(11月)及び年度末(2月)に実施している集中広報(新聞等の複数の媒体を活用して行う広報)において、効果測定(①メディア接触率、②政策・事業等の周知率、③理解率、④共感率といった広報の効果把握)を実施している。</p> <p>○集中広報の実施に当たっては、より効果的・効率的な広報を実施するために、今までの効果測定の結果を踏まえて計画を立案している。</p>	
50	②中・高校生を対象とした年金教育の拡充	随時	着手済	<p>○各学校が協力しやすい環境作りのために、年金セミナーで使用する年金教育副読本(平成17年度版)の作成に当たっては、年金セミナーを行う年金広報専門員の意見を取り込んだものとした。また、1時限のカリキュラムを割くことができない学校に対して、年金教育副読本の概要をまとめたチラシを作成して、短時間の年金セミナー開催の要請等を実施した。</p>	<p>(平成16年度セミナー実施率) 21.9% ↓ (平成18年度目標) 25%以上</p>
51	③職員が、年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底	17年度～	着手済	<p>○平成17年10月から、一般職員研修(採用後3年目の職員全員を対象)において、年金制度の意義・役割についての理解を十分に深めるための研修カリキュラムを設定したところであり、平成18年度からは、新規採用者研修においても同様のカリキュラムを設定する予定。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
52	④「総合カタログ」及び「目的別パンフレット」の作成及び配布	17年度～	着手済	<p>○平成17年11月に、「総合カタログ」(国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説)と、「目的別パンフ」(被保険者の個々の関心事項に対して解説)のパイロット版を作成して、各社会保険事務所へ配布。</p> <p>○平成18年1月に、先に配布したパイロット版に対するお客さま等からの意見を各社会保険事務局を通じて意見集約を行い、それを反映させた平成17年版の「総合カタログ」等を書く社会保険事務局へ配布。窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用している。</p>	
53	⑤年金制度をわかりやすく説明するネット番組の配信及びキッズページの作成	18年度～	—	<p>○「年金ネット番組」(社会保険庁ホームページにおいて、年金制度をわかりやすく解説した動画を配信)については、平成18年4月から配信する予定としており、平成18年1月から作成を開始した。なお、「キッズページ」の作成については、「年金ネット番組」の作成後に検討を開始することとしている。</p>	
54	⑥「年金被保険者のしおり」の作成及び配布	19年度～	—	<p>○平成19年度から年金手帳発送時に同封することを検討しており、平成17年度版の「総合カタログ」、「目的別パンフ」に対する意見を踏まえつつ作成する予定。</p>	
55	⑦地方社会保険事務局主催の公開講座の実施	17年度～	検討中	<p>○年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するための地方社会保険事務局主催の公開講座について、平成17年度は、実施体制が整った事務局で実施し、平成18年度からは原則として全ての事務局で実施することとしている。</p>	(平成17年度実施予定) 山口、埼玉、熊本(いずれも2月)
56	⑧大学生向けの年金セミナーの開催	17年度～	検討中	<p>○大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成17年度中にモデル実施社会保険事務局を選定し、年金セミナーのモデル実施を行い、その結果を踏まえながら、18年度以降において全国展開を図ることとしている。</p>	(平成17年度実施予定) 宮城(1月実施済) 京都(今年度中実施に向け調整中)

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
2-2 年金受給権等の確保のための取組の推進					
57	①国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知	18年度～	着手済	○企業に就職したとして第1号被保険者の資格喪失の届出があった方について、一定期間(6ヶ月程度)を経過してもなお、企業から第2号被保険者の届出がない場合、正確な届出が行われているか否かについて確認を促す通知を行う仕組みを構築するため、現在、システム開発を進めている。	
58	②ハローワークとの連携による失業者への種別変更の手続や免除制度の周知徹底	16年10月～	着手済	○企業からの離職により厚生年金の被保険者資格を喪失した場合に必要な国民年金の種別変更手続の周知徹底を図るため、平成16年10月から、ハローワークの協力を得て、雇用保険受給者に対する説明会等において、国民年金の種別変更手続に関するお知らせ、種別変更届及び免除申請書等の配布を開始するとともに、社会保険事務所の職員が直接出向いて、国民年金の手続について説明を行っている。	
59	③厚生年金脱退後、国民年金への加入がない者についての職権適用	17年8月～	着手済	○企業から離職した後、国民年金の届出がない方に対しては、平成17年8月より、届出勧奨後もなお届出を行わない場合、職権で適用を実施。	
60	④満額受給の要件を満たしていない者に対する任意加入の勧奨	17年度～	検討中	○年金受給権を有するが、満額受給の要件を満たしていない方を対象として、58歳到達時の「年金加入記録のお知らせ」の際、任意加入に伴う保険料納付額及び受給年金の増加額を示すことにより任意加入を勧奨するものとして、実施時期を含め調整を進めている。	
61	⑤追納勧奨対象者の拡大	17年8月～	着手済	○平成17年8月より、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を新たに追納勧奨の対象者とした。	
62	⑥追納勧奨状の送付時期等の見直し	17年8月～	着手済	○併せて、追納勧奨状の送付時期についても見直しを行い、追納期限の直前となる保険料免除期間から9年目の勧奨状の送付に加え、追納加算額の上乗せが始まる前の保険料免除期間から2年目の方で、2号被保険者又は3号被保険者に移行した方を新たに対象として実施。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
Ⅲ. 保険料収納率の向上 ～「国民年金保険料収納率80%」を目指した取組を推進～					
3-1 「新たな保険料徴収モデル」の展開					
63	①未納者の属性に応じた効率的な対策の推進	17年8月～	着手済	<p>○従来の収納対策に加え、所得情報を活用し未納者を所得階層に分類するなど、未納者の属性に応じた以下のような対策を実施。</p> <p>①免除対象者への免除勧奨を実施するとともに、免除申請手続を簡素化</p> <p>②一定所得以上層への強制徴収を実施するとともに、強制徴収の拡大及び徴収体制を強化</p> <p>③中間層への督励事蹟に基づく接触率などの質を重視した納付督励を実施</p>	
64	②首都圏における新規未納者への対策の先行実施	17年10月～	着手済	<p>○平成17年8月より、首都圏において大量発生する新規未納者の属性に応じて、納付督励に加え免除勧奨等の対策を、目黒(東京)及び横浜中社会保険事務所(神奈川)においてモデル実施。</p> <p>①20歳到達者への学生納付特例・若年者納付猶予等勧奨文書及び申請書を送付(未納解消率 約27%)</p> <p>②2号及び3号からの移行者への申請免除の特例承認勧奨文書及び申請書等を送付(未納解消率 約46%)</p> <p>③完納からの移行者への口座振替加入勧奨文書及び加入申出書等を送付(未納解消率 約72%)</p>	
3-2 年度別行動計画の策定					
65	①年度別行動計画の策定	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、各社会保険事務所において、平成19年度までの年度別目標納付率(平成19年度目標収納率80%)及び平成16年度中の具体的な納付督励業務の行動目標を掲げた行動計画を策定。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
66	②行動計画の達成状況の検証及び次年度の行動計画の策定	17年度～	着手済	<p>○平成17年10月に、17年度第1次行動計画(年度前半)の実施状況等を踏まえ、年度後半に向けた行動計画(改定版)を策定した。</p> <p>○改定版は、①一号被保険者の変動、②法律改正等による影響、③16年度の各納付督促ごとの効果、④所得情報の取得と強制徴収の拡大等の要素を考慮し、策定したところである。</p>	<p>(17年度行動計画達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17年度目標納付率 69.5% ・17年12月末現在の納付率 64.5% <p>(対前年同期比 +2.9%)</p>

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
3-3 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化					
67	①特別国民年金推進員の活用	16年4月～	着手済	○特別国民年金推進員(社会保険事務所職員及び国民年金推進員が対応し切れない地域の未納者に対し、戸別訪問による直接的な納付督促を行う非常勤職員)について、平成16年度は、総勢621人を配置し、収納対策の強化を図った。平成17年度は、国民年金推進員の増員を踏まえ、特別国民年金推進員の配置について見直しを行い、438名を設置しているところである。	
68	②所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、強制徴収の規模の段階的な拡充	17年度～	着手済	○平成17年8月より、市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充することとしており、平成17年度においては、14万件を対象に強制徴収を実施している。	(強制徴収の実施件数) 平成15年度: 1万件 平成16年度: 3万件 平成17年度: 14万件 (予定)
69	③国民年金推進員の成果主義的な給与体系の導入	17年10月～	着手済	○平成17年10月から、国民年金推進員の活動意欲を喚起し、国民年金保険料の収納実績の向上を図るため、全員一律の給与体系を改め、成果に応じて支給される新給与体系を導入。	○月額給与 (平成14年4月～) 全員一律の給与体系 月額 155,000円 ↓ (平成17年10月～) 成果に応じた給与体系 月額 A 176,000円(上位10%以内) B 168,000円(上位25%以内) C 160,000円(上位45%以内) D 152,000円(上位75%以内) E 144,000円(上記以外) ○賞与 (平成14年4月～) ・期末給与 1.6月分 ・勤勉給与 0.3月分(職員数の1割) 0.15月分(職員数の2割) ↓ (平成17年12月～) ・期末給与 1.0月分 ・勤勉給与 0.8月分(職員数の2割) 0.4月分(職員数の4割)
70	④国民年金推進員スーパーバイザーの登用	18年度～	—	○国民年金推進員全体の質の向上を図るため、成績優秀な推進員を他の推進員に対する指導・助言・管理等の役割を担うスーパーバイザーとして配置することについて、その具体的役割、配置人数、給与等の検討を行う。	(国民年金推進員の増員) 平成14年度: 1,858人 ↓ 平成17年度: 3,108人